

サン共同通信

Topics 注目トピック

- 社保・助成金 社保・助成金改定
- 融資 毎月の融資情報
- 相続 配偶者に対する税額軽減について
- 税制 電子契約書に印紙税が課税されない理由とは？
- メディア実績

2022年

10

月号

お客様インタビュー

奥芝商店 by 株式会社ココロバ

田代 祐也 様





奥芝商店 by株式会社ココロバ 田代祐也様(写真左)

八王子オフィス 税理士 新井泰(写真右)

サン共同を知ったきっかけ&担当者への感想

以前、契約していた税理士の方がサン共同税理士法人さんと統合するという流れで引継ぎがされましたのがきっかけです。

当時、私は個人事業主から法人に切り替えたばかりでしたので、正直会社として経営していく上で税金に関することは特に不安に思うこともありました。

しかし、新井さんはそんな私の気持ちを察してか、とても丁寧にいろいろなことを教えてくださり、安心したのを覚えています。

6 年間の中で起きた会社の変化

サン共同税理士法人さんに依頼をして、6年ほど経過しますが、その間に2号店を出店したり、冷凍通販を開始したり、札幌で新たなビジネスをすることになったので、私自身、東京から拠点を地元である札幌に移すなど、公私ともに様々な変化がありました。

飲食店ですので、コロナも変化のひとつです。Uber Eatsやテイクアウトに力を入れ始めたことにより、新しい形でのサービス提供となりましたが、それに伴う税金の計算方法や提出する書類に関する事など細かい質問にも親身になって答えてくれるので、札幌に拠点を移す際にも事前にご相談をさせていただきました。経営や税金に関することはもちろん、プライベートに関する事ともとにかく何でも聞いてしまうぐらい頼りにしています。

気軽にチャットワークなどで相談ができるのも、不安がすぐに解消されて良いなと思っています。



今後の目標

現在、開発を進めている新商品開発の試食会にも来ていただきましたが、意見交換がされる中、新井さんは「とにかくおいしい!」と褒めてくださり嬉しかったですね(笑)。

経営をしていると、様々なことがあります。人件費や食材費の高騰に伴いメニューの値段をどこまで上げるか、人材の採用や教育はどうするかなど…。

大切なことは、味にはこだわっても、形にはこだわらないことだと思います。私自身、自分の考えに固執しすぎず、周囲の意見やお客様目線で考えて決めていくのが大事な要素と思っています。

これからも、今あるビジネスを伸ばすことに加え、新しいサービスなども展開していきたいですね。



お店のご紹介

①奥芝商店 八王子田代城(カウンター13席のみ、駐車場なし)

東京都八王子市子安町4-5-5

TEL:042-627-0134

②奥芝商店 八王子片倉城(お座敷、テーブル席あり26席、駐車場9台)

東京都八王子市片倉町119-1

TEL:042-683-1148

■営業時間:

(火・水・金・土・日) 11時~14時半L.O / 17時半~21時L.O【22時閉店】

(木) 11時~15時半L.O【17時閉店】 ※ランチ営業のみ

■定休日:月曜日

※スープがなくなり次第、終了する場合があります。

両店テイクアウト可/片倉城店のみ予約可

店舗により異なる店内雰囲気やメニューで、注文を受けてから一杯ずつ気愛を込めて作るスープカレー専門店。こだわりの10品目以上が入り、旬のものや北海道食材、生産者と直接会える地元食材も積極的に使用。一度に2000尾以上の新鮮な甘えび頭から丁寧に汁をとった自慢のエビスープなど、スープ×メイン具材×トッピング×辛さでお好み100種類以上のカスタマイズ可能。



写真は、片倉城店一番人気の【やわらかチキンと大地の恵み 税込:1,680円】



社保・助成金改定

このコラムを監修した税理士：松橋 良枝

1. 令和4年度 最低賃金 改定！

令和4年10月より最低賃金が改訂されています。(一部抜粋)

東京都	1,041円 → 1,072円
神奈川県	1,040円 → 1,071円
埼玉県	956円 → 987円
千葉県	953円 → 984円
大阪府	992円 → 1,023円
兵庫県	928円 → 960円
福岡県	870円 → 900円
沖縄県	820円 → 853円

最低賃金を下回っている従業員の方がいないかどうかご確認いただき、10月分以降の給与計算を進めるようお願いいたします。

都道府県の令和4年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです。

【地域別最低賃金】

▶https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/

2. キャリアアップ助成金の改正点

令和4年4月1日以降の変更点について記載します。

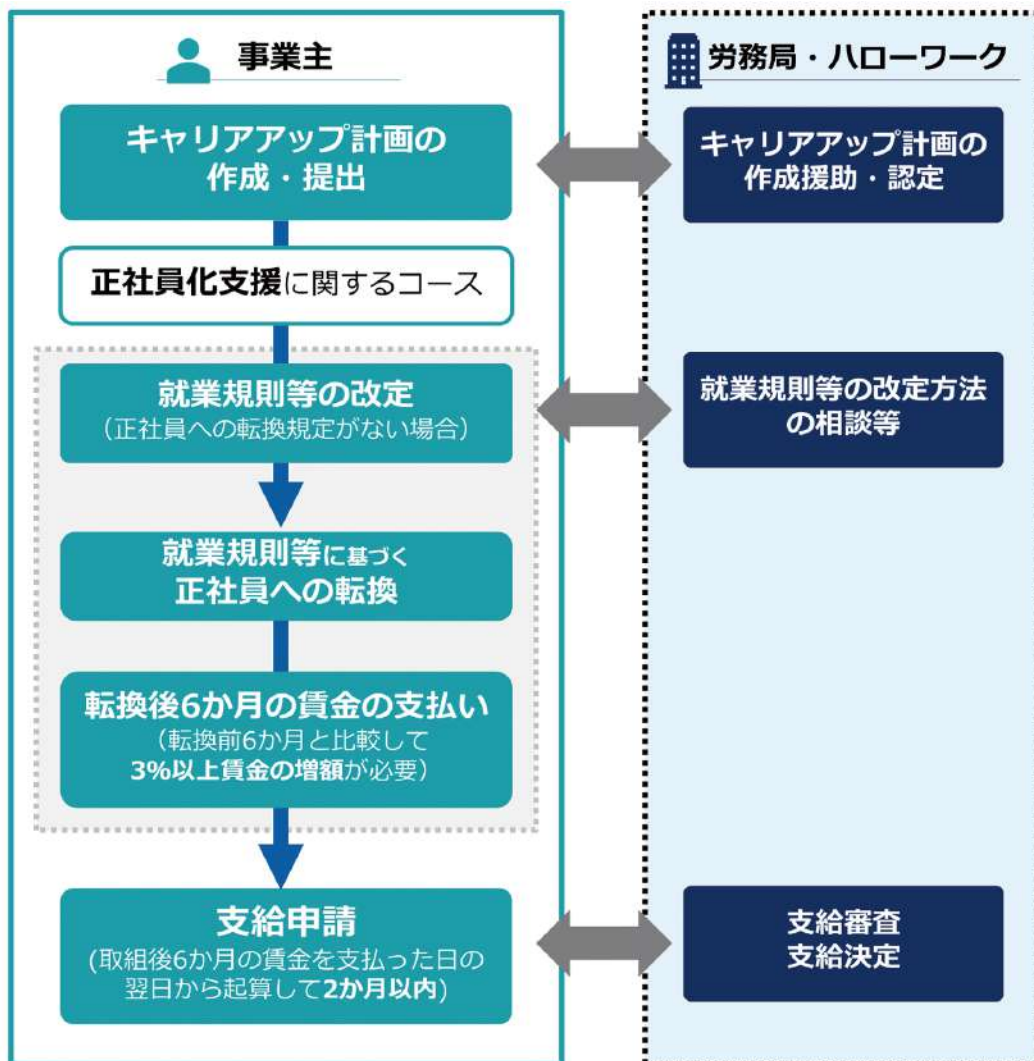
令和4年10月1日以降の転換より影響があります。

今回はキャリアアップ助成金の中の「正社員化コース」について記載します。

(1) そもそもキャリアアップ助成金とは？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化等の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

(2) 受給までの流れ



(3) 支給要件

① 対象労働者(すべてに該当すること)

- *6ヶ月以上雇用される有期契約労働者または無期契約労働者等 ⇒変更点(4)①
- *正規雇用労働者として雇用することを約して雇い入れられた有期雇用労働者等でないこと。
(正社員求人に応募し正規雇用労働者として雇用することを約して雇い入れられた者ではないこと。)
- *転換等を行った適用事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族以外の者
- *支給申請日において、転換等の後の雇用区分の状態が継続し、離職していない者
- *支給申請日において、有期雇用労働者等への転換が予定されていない者
- *その他一定の要件を満たす者

② 対象事業主(すべてに該当すること)

- *雇用保険適用事業所の事業主(中小企業事業主)
- *事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている事業主
- *事業所ごとに、キャリアアップ計画を作成し労働局長の認定を受けた事業主等
- *有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した事業主 ⇒変更点(4)②③
- *有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換する制度を就業規則等に規定している事業主
- *転換された労働者を、転換後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6か月分の賃金を支給した事業主
- *転換後6か月間の賃金と転換前6か月間の賃金とを比較して3%以上賃金を増額させている事業主。
- *当該転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換を行った適用事業所において、雇用保険被保険者を解雇等の事業主の都合により離職させていない事業主。
- *正規雇用労働者に転換した日以降の期間について、当該労働者を雇用保険被保険者として適用させている事業主。
- *支給申請日において当該制度を継続して運用している事業主等、その他一定の要件を満たす事業主。

(4) 変更点

① 対象となる労働者要件の変更

9/30まで	雇用される期間が通算して6か月以上の有期雇用労働者等
10/1以降	賃金の額または計算方法が「正規雇用労働者と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用している有期雇用労働者等 例) 契約社員と正規雇用労働者とで異なる賃金規定(基本給の多寡や昇給幅の違い)などが適用されるケース

②正社員等の定義変更(令和4年10月1日以降の正社員転換より適用)

9/30まで	同一の事業所内の正規雇用労働者に適用される就業規則が適用されている労働者
10/1以降	同一の事業所内の正規雇用労働者に適用される就業規則が適用されている労働者 ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る

※転換等した後の正規雇用労働者は、賞与または退職金制度の実施および昇給の実施が規定されている就業規則等が適用されている必要あり。

③無期雇用労働者への転換の助成を廃止

変更前	支給額	変更後	支給額
① 有期 → 正規	1人あたり57万円	① 有期 → 正規	1人あたり57万円
② 有期 → 無期	1人あたり28.5万円	廃止	—————
③ 無期 → 正規	1人あたり28.5万円	② 無期 → 正規	1人あたり28.5万円

(5)最後に

キャリアアップ助成金は有期雇用労働者を採用し、正社員への転換、申請、受給に至るまで長期間にわたります。また制度の変更も多いため、所内整備もその都度検討していく必要がありますが、助成額が多い助成金の一つです。

今回の改正はコロナの関係で助成金の財源が圧迫したため、キャリアアップ助成金等の要件を厳しくして対象者を減らしているようです。

もし所内で賞与規程・退職金規程がある、またはこれから検討する場合は、こちらのキャリアアップ助成金についても一度ご検討いただければと思います。

【キャリアアップ助成金の変更点・リーフレット】

▶<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/000923180.pdf>

【キャリアアップ助成金のご案内】

▶<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/000923177.pdf>

【キャリアアップ助成金Q&A】

▶<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/000923179.pdf>



毎月の融資情報

このコラムを監修した担当者:小林 信仁

■ 現在活用できるコロナ対策融資制度のご案内(民間金融機関編)

前号では日本政策金融公庫のコロナ対策融資制度をご紹介いたしました。今回は東京都の民間金融機関が取り扱っている主なコロナ対策融資制度をご紹介させていただきますので是非ご活用ください。

なお、ご利用には売上減少要件や所定の審査がございますのでご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

融資制度名	融資限度額	融資期間	メリット	融資申込要件
ウクライナ情勢・円安・コロナ等対応緊急融資	1億円	最大10年間	①融資後1年間は利息の1/2を補助 ②融資額が8,000万円以下の場合 信用保証料を全額補助	ウクライナ情勢、円安、コロナの影響により、最近3ヶ月の売上高又は今後3ヶ月間の売上見込が直近同期と比較して10%以上減少していること
新型コロナウイルス感染症対応融資(伴走全国)	6,000万円	最大10年間	①信用保証料が0.2%~1.15%になるように補助 ②元金据置期間を最長で5年間設定できる	<ul style="list-style-type: none"> 経営行動計画書を策定すること 以下①~③のいずれかに該当すること ① 市区町村からセーフティネット保証4号又は5号の認定を受けていること(売上減少率は15%以上) ② 売上高が前年同月と比較して15%以上減少していること ③ 売上高が前年同月と比較して5%以上減少し、かつ前年同月売上高が令和2年1月時点における直近決算の月平均売上高と比較して15%以上減少していること
事業転換・業態転換等支援融資(新型コロナウイルス感染症対応)	2億8,000万円	最大15年間	①融資期間を最長で15年間に設定できる ②信用保証料の3/4又は1/2を補助	<ul style="list-style-type: none"> 最近1ヶ月の売上高が令和2年1月以前の直近同月と比較して5%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が直近同期と比較して5%以上減少することが見込まれること 事業転換、業態転換事業計画書を策定していること

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2022年9月1日時点
創業融資の基準金利	2.31～3.10%	変更なし
3年間実質無利息になる コロナ融資の申込期限	2022年9月30日まで	変更なし

※2022年10月からは3年間実質無利息ではないコロナ融資制度に切り替わる予定です。

豆知識コラム⑥:日本政策金融公庫での融資審査におけるゆうちょ銀行のデメリット

- 日本政策金融公庫へ創業融資を相談する際に、ゆうちょ銀行の口座しか保有していない場合には融資審査において減点されてしまいます。
- 減点される理由の一つとして、ゆうちょ銀行が事業用の融資を行えない点が挙げられます。
- 日本政策金融公庫は民間金融機関と協調して事業者様への資金繰り支援を行っていく方針を定めておりますが、ゆうちょ銀行とは融資での協調支援体制を構築することが出来ません。そのため、地銀・信金といった民間金融機関での口座の開設を推奨されております。



代表朝倉の
twitterアカウントのご紹介



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!





配偶者に対する相続税額軽減について

このコラムを監修した税理士：宮本 志穂

今回は、相続税法上の特例のひとつである「配偶者に対する相続税額の軽減」(相続税法第19条の2)について解説します。相続税の計算上、被相続人の配偶者に対してはいくつかの優遇措置が設けられており、そのひとつである本規定についてその背景や計算方法について確認していきます。

1. 配偶者が優遇される理由

相続において配偶者には民法上および税法上、いくつかの優遇措置が設けられています。その理由として、以下の3つが挙げられます。

① 配偶者が被相続人の遺産形成に寄与していること

日本においては「夫婦別産制」、つまり夫婦であっても財産は稼いだ人に帰属するという制度が採られています。(民法762条)したがって、例えば夫が労働で稼いだ財産は、明示的に夫婦間の贈与の意思が確認できない限り、原則すべて夫に帰属することになります。そうすると「専業主婦の家事・育児」や「内助の功」を認めないのかという不満・不公平感が生じることになりかねませんので、国としては配偶者間における相続の負担を減らすことによって、夫婦で築いた財産については夫婦で処分することを認め、バランスをとっていると考えられます。

② 同一世代間における財産移転であること

一般的に夫婦は同年代であることが多いことから、一次相続(夫婦の片方が死亡すること)から二次相続(残された配偶者が死亡すること)までの期間は短いと考えられています。短期間に連続して発生する相続により相続税の負担が重くなることを避けるため、一次相続における夫婦間の財産移転については相続税が軽くなるよう配慮がされています。

③ 被相続人の死亡後における配偶者の生活保障

夫婦で築いた財産は夫婦の生活のために使われるので、残された配偶者の生活の安定のためにも相続税の負担を軽くすべきであると考えられています。

2. 配偶者に対する税額軽減の計算

配偶者が取得する財産については、「配偶者の法定相続分」または「1億6,000万円」のいずれか大きい金額までは相続税がかかりません。

言い換えると、相続財産の合計が1億6,000万円以下である場合、財産すべてを配偶者が相続すると相続税はゼロとなります。また1億6,000万円を超えていても、配偶者の法定相続分（相続人が配偶者と子の場合は2分の1）までは相続税がかかりません。

配偶者が取得しても相続税がかからない金額の範囲は次のとおりとなります。

財産総額	法定相続分 (1/2の場合)	配偶者の税額が ゼロになる上限金額	備考
80,000 千円	40,000 千円	80,000 千円	財産総額が1.6億円以下なので財産すべて取得してもゼロ
200,000 千円	100,000 千円	160,000 千円	1.6億円まではゼロ
500,000 千円	250,000 千円	250,000 千円	1.6億円を超えても法定相続分まではゼロ

また、相続財産合計が2億円、相続人が配偶者、子2人だった場合の配偶者の取得割合に応じた相続税負担は次のとおりです。

取得割合		取得財産(千円)		相続税額(千円)		
配偶者	子2人	配偶者	子2人	配偶者	子2人	計
0%	100%	0	200,000	0	27,000	27,000
10%	90%	20,000	180,000	0	24,300	24,300
20%	80%	40,000	160,000	0	21,600	21,600
30%	70%	60,000	140,000	0	18,900	18,900
40%	60%	80,000	120,000	0	16,200	16,200
50%	50%	100,000	100,000	0	13,500	13,500
60%	40%	120,000	80,000	0	10,800	10,800
70%	30%	140,000	60,000	0	8,100	8,100
80%	20%	160,000	40,000	0	5,400	5,400
90%	10%	180,000	20,000	2,700	2,700	5,400
100%	0%	200,000		5,400	0	5,400

3. 注意点

配偶者に対する税額軽減の適用を受ける場合、以下について注意が必要です。

①相続税の申告書を税務署に提出すること

この規定は、相続税の申告書を提出することが適用の要件となっています。したがって、たとえこの規定の適用を受けることで納める相続税がゼロであったとしても、申告書を提出しなければなりません。

②相続税の申告期限までに遺産分割が完了していること

この規定は相続税の申告期限(通常、相続の発生から10カ月後)までに遺産分割が完了していなければいけません。遺産分割協議が期限までにまとまらない場合は、いったん申告書とともに「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出することで、3年以内であれば遺産分割完了後、申告書を再提出することでこの規定の適用を受けることができます。(その場合、初回の申告書ではこの規定を適用できませんので、いったん多く相続税額を納め、遺産分割完了後に「更正の請求」によって納め過ぎた税額の還付を求めることになります。)

③二次相続の税負担の増加

一次相続において配偶者が相続財産を多く取得すると、配偶者の財産が増加し、それが二次相続において課税の対象となります。一般に、以下の理由によって一次相続より二次相続の方が税負担は重くなります。

- ・相続人の数の減少(配偶者の分、1人減少する)による基礎控除額の減少
- ・相続人の数の減少による適用税率の上昇
- ・配偶者に対する税額軽減の規定が使えないこと

したがって、配偶者が元々所有している財産の額や二次相続での税負担を考慮しつつ、一次相続における配偶者の取得割合を検討する必要があります。

④隠蔽・仮装による不適用

被相続人の財産を隠蔽・仮装して申告書を提出し、その後の税務調査でそれが発覚して修正申告をすることになった場合、その隠蔽・仮装の対象となった財産については、たとえ配偶者が取得しても本規定の適用を受けることはできません。初めから正しく申告していれば税金がゼロであったものが、隠蔽・仮装によって余計なペナルティを受けてしまうということになります。



電子契約書に印紙税が課税されない理由とは？

このコラムを監修した税理士：近藤 昂

印紙税は日本では1873年(明治6年)に導入された歴史ある税金の一つです。印紙税は契約書、領収書などの課税文書に対して課される税金であり、紙媒体の取引を前提とした課税制度です。

通常は契約書に課税される印紙税ですが、電子契約による契約書締結の場合には印紙税は課税されないの

で、電子契約サービスの利用により節税をすることができます。

今回は電子契約書に印紙税が課税されない理由を中心に解説したいと思います。

《電子契約サービスの需要の高まり》

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令当初は、社内稟議書、契約書などへの押印を目的とした出社、いわゆるハンコ出社が問題となりました。多くの企業では、これまでの出社勤務を前提とした業務フローから急速にすべての業務を在宅勤務へ切り替えたため、ハンコ出社の問題が生じてしまったといえるでしょう。

このようなハンコ出社問題を解決する手段として、コロナ禍以後に急速に注目度が高まった電子契約サービスがあります。電子契約では、契約書の承認、代表者の押印、締結、保管という契約書の事務作業の大部分をオンライン上で完結することができるため、在宅勤務により社長、従業員が会社不在の場合でも対応することができる非常に便利なサービスです。弊社サン共同税理士法人でも電子契約を導入しており、顧問契約は電子契約により締結しております。電子契約サービスの利用で紙による作業がなくなり、業務のスピードアップ・業務効率アップに繋がっていると実感しています。

首都圏の自治体では、業者との契約に関する電子契約サービスの検証・導入が進んでおり、行政手続きもDX化が加速しています。新型コロナウイルスを背景としたDX化により、電子契約サービスはこれからますます需要が高まると感じています。



コラムのポイント

- 電子契約書には印紙税が課されないため、収入印紙貼付の煩雑な作業が不要であり、印紙税の節税にもなる
- 税務調査で印紙税の納付漏れを指摘された場合には納付漏れ金額300%のペナルティが課される。
→実務の通例では、自主点検により110%に軽減されるケースが多い
- 印紙税は紙の文書には課税し、デジタル文書には課税しないという課税の不公平が生じているという批判があり、将来的には制度自体がなくなる又は大幅な制度設計の見直しの可能性がある

1. 印紙税制度の概要

1-1. 印紙税の課税要件

印紙税は、日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書(領収書)などに課税される税金で、20種類の文書が課税の対象となります。

印紙税が課税されるのは、印紙税法で定められた課税文書に限られています。この課税文書とは、次の3つのすべてに当てはまる文書をいいます。

1. 印紙税法別表第1(課税物件表)に掲げられている20種類の文書により証されるべき事項(課税事項)が記載されていること
2. 当事者の間において課税事項を証明する目的で作成された文書であること
3. 印紙税法第5条(非課税文書)の規定により印紙税を課税しないこととされている非課税文書でないこと

一般的な不動産、消費貸借、請負契約書及び領収書、通帳などの文書は上記の要件を満たすこととなりますので、課税文書として契約金額などに応じて印紙税が課されています。

1-2. 電子契約の場合には印紙税不要

印紙税は税制導入当初からの紙媒体を前提とした制度であり、課税対象である課税文書は紙に限定されているため、デジタル媒体である電子契約書には印紙税は課されません。

会社の印紙税ワークフローにおいては、まず課税文書に該当するかどうかを検討し、記載金額をもとにした印紙税の金額を検討し、契約書などに収入印紙を貼るという事務作業が生じますが、電子契約の場合には課税文書に該当しないので、このような煩雑な作業が一切発生しなくなり、印紙税の節税にもなります。

国税庁からも正式に、電子媒体に対しては印紙税が不要であるという見解が発表されています。

ここでは、Fax、電子メールによる送信について解説されていますが、電子契約サービスを利用した場合も同様の取り扱いになります。



請求書や領収書をファクシミリや電子メールにより貸付人に対して提出する場合には、実際に文書が交付されませんから、課税物件は存在しないこととなり、印紙税の課税原因は発生しません。
また、ファクシミリや電子メールを受信した貸付人がプリントアウトした文書は、コピーした文書と同様のものと認められることから、課税文書としては取り扱われません。

国税庁: コミットメントライン契約に関して作成する文書に対する印紙税の取扱い(一部抜粋)

2. 税務調査

2-1. 印紙税の納付漏れが発見された場合にはペナルティ300%!?

国税による税務調査は通常は法人税、所得税、消費税をメインのターゲットとして調査が行われます。赤字企業に対する税務調査の場合には、いくら誤りを発見しても赤字金額が減少するだけで、いわば税務調査の成果である追徴課税をすることができませんので、源泉所得税、印紙税も重点的に調査される傾向があります。

原則：税務調査でのペナルティ300%

印紙税を納付することとされている課税文書について、その作成の時までに印紙税を納付しなかった場合には、過怠税というペナルティが徴収されることになっています。税務調査での指摘により納付漏れが発覚した場合には、このペナルティを収める必要があります。

過怠税額は納付しなかった印紙税額と、その印紙税額の2倍の金額の合計額となります。つまり、全体では納付しなかった印紙税額の300%となります（印法20①）。

特例：自主点検によるペナルティ110%（実務上の通例）

税務調査において、印紙税の納付漏れが発見された場合には、事業者が故意に収入印紙の再使用をしているなどの悪質なケースを除いて、事業者が自主点検を行って不納付金額の集計を行うことにより、110%過怠税を賦課決定することが実務の通例となっています（印法20②）。この自主点検に応じない場合には、原則どおり、税務署の調査において発見された不納付金額300%の過怠税が賦課決定されることとなります。

2-2. 印紙税ペナルティは経費計上NG

印紙税の納付漏れが発見された場合のペナルティは行政的制裁の役割がありますので、当然ですが、経費計上をすることはできません。

ここで、勘違いしやすいのがペナルティの金額です。

法人税の追徴の際には法人税本税+ペナルティを納付することとなりますが、印紙税は追徴で納付する金額の全額がペナルティとなるため、印紙税本税の納付は発生しません。従って、税務調査での追加納税は一切の経費計上ができないこととなります。

パターン	事実関係	納付額		経費計上額
		印紙税	ペナルティ	
A	正しく印紙税納付	正しく納付	100%	100%
B	300%過怠税	印紙税納付漏れ	300%	0
C	110%過怠税	過怠税の賦課決定があることを予知してされたものでない（税務調査での指摘の通例）	110%	0

3. 印紙税の現況

3-1. 諸外国の印紙税(Stamp duty)

印紙税制度は、すべての商取引が紙をベースに行われていた時代の商慣行を前提とした制度設計です。上記の通り、印紙税は紙媒体にのみ課税され、電子媒体は課税対象から除外されており、同じ取引でも課税の不公平が生じているのが現状です。

政府がDXを推進している昨今の時流にはそぐわない、時代遅れの税制と批判されることも多い印紙税ですが、諸外国では印紙税はどのように取り扱われているのでしょうか。

 <p>イギリス タイ チリ</p>	<p>印紙税が（Stamp duty）が導入されているが、各国とも特定の取引に対して限定的に課される</p>
 <p>アメリカ オランダ</p>	<p>現在は印紙税制度が廃止されている</p>

諸外国でも印紙税制度は現存していますが、導入国は少数であり、課税対象も限定的なようです。日本のように20種類もの多くの課税文書に印紙税を課税する国は珍しいといえるでしょう。

3-2. 印紙税が将来はなくなるかもしれない

このような珍しい日本の印紙税制度ですが、紙媒体取引を前提としており、デジタル媒体は課税対象から除外されています。同じ条件の取引であっても紙の文書には課税し、デジタル文書には課税しないという課税の不公平が生じているという批判があります。将来的には制度設計を抜本から見直す必要があるとの意見も多く、制度自体がなくなる又は大幅な制度設計の見直しの可能性があります。

毎年の経済産業省からの税制改正要望では、印紙税について制度の根幹からあり方を検討し、見直すことが提言されています。

- ① 印紙税が創設された明治6年以降、経済実態の変化に伴い、金銭等の受取書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点（5万円未満）が設けられている。他方、経済取引の数は莫大に増えており、印紙税に係る事務コストや税負担が、中小零細企業を始め、企業にとって無視できないコストとなっているとの指摘がある。
- ② また、電子取引などに対して印紙税は課税されないなど、取引手段の選択によって課税の公平性が阻害されているとの指摘もある。
- ③ 特に、小売・物販業等においては、近年、カード決済が増大してきており、印紙税が取引実態の変化に対応できていないとの指摘も強い。

上記の視点を踏まえ、制度の根底から、そのあり方を早急に検討することが必要である

経済産業省：令和5年度税制改正要望事項（一部抜粋）

メディア実績

『月刊実務経営ニュース』2022年10月号に代表の朝倉登壇のセミナーの様子が掲載されました



『月刊実務経営ニュース』2022年10月号に9月6日(火)に開催された「会計事務所DX推進・成功事例セミナー」のレポートが掲載されました。代表の朝倉が辻・本郷税理士法人の本郷会長と会計事務所のDX化について対談しました。

9月13日(火)に「オフィス見学会&DX勉強会」を開催しました



約3年ぶりに「オフィス見学会&DX勉強会」を開催しました。20名以上の方にお集まりいただき、満員開催することができました。弊社が行っているDX化の取り組みを紹介させていただきました。

▶<https://tax-startup.jp/rpa-consulting/kengaku/>

9月6日(火)開催の「会計事務所DX推進・成功事例セミナー」の動画が公開されました



株式会社実務経営サービス様が主催するセミナーで、代表の朝倉が辻・本郷税理士法人の本郷会長と会計事務所のDX化について対談しました。その様子が「NEXTA」に動画公開されておりますので、ぜひご覧ください。※動画の視聴には無料登録が必要になります。

▶<https://free.nexta-pro.com/>

出版物

- ・『詳解連結納税Q&A』(清文社・共著)
- ・『外国税額控除／外国子会社配当益金不算入制度と申告書作成の実務等』(清文社・共著)
- ・『融資を引き出す創業計画書づくり方・活かし方』(あさ出版・共著)
- ・『中小企業のDXは会計事務所に頼め』(金融ブックス・共著)
- ・『すごい社長は知っている 会社の価値の高め方』(株式会社アックスコンサルティング出版局・共著)

など多数

記事

- ・(2022年9月号)月刊実務経営ニュース『事務所運営のDX化推進で会計業界全体の浮揚を目指すサン共同税理士法人』
- ・(2022年7月号)月刊実務経営ニュース『DXの推進で業界の活性化を目指す辻・本郷ITコンサルティングの新サービス「NEXTA」』
- ・(2022年6月16日号)新潮社『週刊新潮』
- ・(2022年6月1日)プロパートナーonline特別編集『士業業界ランキング500(2022年完全版)』
- ・(2022年1月号)月刊プロパートナー『～DX士業が語り合う!新たな士業像とは～2022年、士業の大改革』
- ・(2020年8月号)税務広報『テレワークガイドラインの作り方』
- ・(2020年6月号)月刊実務経営ニュース『会計事務所のテレワーク勤務勉強会』
- ・(2020年5月号)FIVE STAR MAGAZINE『テレワーク運用ガイドライン』
- ・(2020年2月1日号)税界タイムス第73号『第4回サン共同税理士法人オフィス見学会&RPA体験見学会』

など多数

セミナー

- ・(2022年9月13日)辻・本郷ITコンサルティング株式会社様・サン共同税理士法人共催『オフィス見学会&DX勉強会』
- ・(2022年9月6日)株式会社実務経営サービス様主催『会計事務所DX推進・成功事例セミナー』
- ・(2022年4月8日)一般社団法人中小企業税務経営研究協会主催『DX導入事例』
- ・(2021年12月2日)株式会社実務経営サービス主催会計事務所サミット『会計事務所サミット』
- ・(2020年6月16日)会計事務所RPA研究会(株)・イプシロン共同セミナー主催『初めてのRPA導入セミナー』
- ・(2021年6月10日)辻・本郷税理士法人主催『手入力禁止から経理業務の自動化の提案・導入へ』
- ・(2020年2月29日)株式会社オーシャン主催『人手不足解消・売上増加のためのRPAと在宅の活用』
- ・(2020年2月10日)株式会社実務経営サービス主催『税務業務専門ロボット徹底検証セミナー』
- ・(2019年12月12日)株式会社会計事務所RPA研究会『会計事務所RPAサミット』
- ・(2019年10月7日)関東甲信越税理士会 浦和支部 主催セミナー『会計業界におけるRPAとAIの動向』
- ・(2019年9月11日)名南経営コンサルティング主催セミナー『スタッフ1人にロボット1台の事務所へ』
- ・(2019年9月1日・4日)船井総合研究所主催セミナー『担当者2名体制から「担当者1名+ロボット1台体制」へ』
- ・(2019年7月12日)実務経営サービス主催会計事務所サミット『ロボットが申告する時代到来!単純作業がいよいよ消滅します』
- ・(2019年6月19日)一般社団法人中小企業税務経営研究協会主催セミナー『会計事務所M&A実体験談セミナー』

など多数

メディア

- ・(2022年7月29日)実務経営Channel『【取材PV】会計業界DX化の先駆者!サン共同税理士法人(9月号)』
- ・(2022年6月1日)実務経営Channel『【取材PV】会計事務所の「学び場」 NEXTA(ネクスタ) / 辻・本郷ITコンサルティング(7月号)』
- ・(2021年2月13日)週刊ダイヤモンド『税理士の大再編時代が到来』
- ・(2020年6月27日号)週刊現代『横行する「コロナのカネ」を不正受給する人たち』
- ・(2020年5月1日)テレビ東京WBS『持続化給付金対応』

など多数

2022-
10月号

vol.6

拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

沖縄オフィス

〒901-2225

沖縄県宜野湾市宇大謝名215 レキオスクエア 2-D

福岡オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!